

秩父市農業委員会 令和2年 第7回 定例総会 議事録

- 1 会 期 令和2年7月17日(金) 午前10時00分から
同 日 午前11時10分まで
- 2 議 場 秩父市役所 本庁舎4階 第1・2委員会室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(13人)

| | | |
|---------|-----|---------|
| 会 長 | 12番 | 条 東 男 |
| 会長職務代理者 | 2番 | 横 田 友 |
| 会長職務代理者 | 3番 | 高 橋 信 之 |
| 委 員 | 1番 | 新 井 初 男 |
| 委 員 | 4番 | 高 野 忠 財 |
| 委 員 | 5番 | 富 田 和 雄 |
| 委 員 | 6番 | 石 橋 総一郎 |
| 委 員 | 7番 | 新 田 恭 一 |
| 委 員 | 8番 | 豊 田 恵 男 |
| 委 員 | 9番 | 加 藤 勝 市 |
| 委 員 | 10番 | 黒 澤 元 国 |
| 委 員 | 11番 | 豊 田 辰 夫 |
| 委 員 | 13番 | 彦久保 利 平 |

4 議事日程

| | |
|------|---------------------|
| 日程第1 | 開 会 ・ 開 議 |
| 日程第2 | 議 事 日 程 の 報 告 |
| 日程第3 | 総 会 成 立 の 報 告 |
| 日程第4 | 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 |
| 日程第5 | 諸 報 告 |
| 日程第6 | 審 議 議 案 の 報 告 |
| 日程第7 | 議 案 審 議 |

議案第35号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて

(2件)

| | | |
|--------|---------------------------------|------|
| 議案第36号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | (2件) |
| 議案第37号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | (1件) |
| 議案第38号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | (8件) |
| 議案第39号 | 農用地利用集積計画の決定について | (1件) |
| 議案第40号 | 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について | (1件) |

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 出席した農地利用最適化推進委員（14人）

| | | |
|------|-------|--------|
| 第1区域 | 吉川 稔 | 浅見 健 |
| 第2区域 | 笠原 広久 | 小林 弘 |
| 第3区域 | 田口 俊夫 | 小久保 健司 |
| 第4区域 | 新井 一郎 | 大島 正一 |
| 第5区域 | 番場 誠二 | 齋藤 武志 |
| 第5区域 | 高岸 義雄 | 引間 勲 |
| 第6区域 | 千島 初夫 | 長谷川 満 |

6 農業委員会事務局職員

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 事務局長 | 上林 晃 | 主席主幹 | 小嶋 祥弘 |
| 参 与 | 高野 明生 | 主 事 | 岩田 直樹 |
| 主席主幹 | 新井 幸男 | 主 幹 | 新地 広幸 |
| 主 幹 | 加藤 和彦 | | |

7 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

議長（条会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和2年 第7回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議 事 日 程 の 報 告

議長（条会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（会長） 本日は、全員の委員が出席しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。
2番 横田 友委員 及び 3番 高橋 信之委員以上のお二人をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸 報 告

議長（会長） 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

上林事務局長 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。

1の「農地法第5条の規定による許可」の取消についてですが、令和2年2月18日付け指令秩農振第5の237号で許可した案件の取消です。

申請地は、寺尾字植田地内の畑2筆1989㎡の農地ですが、太陽光発電施設を計画しておりましたが、コロナウイルスの影響により、パネルや架台等の太陽光発電施設用資材が、原産国である中国から輸入納品されなくなったため、計画を余儀なくされたことにより、申請人から取消願いが提出されました。この取消願いの申請について会長に報告をした上で専決により受理しました。

次に2の農地改良等に係る届出の受理についてですが、まず、番号1ですが、申請地は下吉田 釜の上農園村の西、約1800m付近にあります。届出事由は、粘土質の多い水はけの悪い土地であり、作物が根腐れ等を起こし育たないため、良質な土を農地改良として40cmほど客土したいとのことです。

農地改良後はブルーベリーを作付計画としております。

次に番号2ですが、申請地は下吉田 釜の上農園村の西、約600m付近にあります。届出事由は、番号1と同様に、水はけの悪い土地であり、良質な土

を農地改良として45cmほど客土したいとのことです。農地改良後は、露地野菜を作付計画としております。

届出内容を審査しましたところ、番号1・2ともに改良する面積が1,000平方メートル未満であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当し、申請者は、改良した後も、耕作を行う旨を誓約しておりますので、会長専決により受理いたしました。諸報告は以上です。

日程第6 審 議 議 案 の 報 告

議長（会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

上林事務局長 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請についてのうち、5ページの番号2の申請事由 自己用住宅用地の次に「追認：昭和40年頃～」を追加してください。次に同議案8ページの番号9を、削除してください。次に9ページの議案第39号 農用地利用集積計画の決定について、番号1の貸付地1073平方メートルを1476平方メートルのうち1073平方メートルに訂正をしてください。

それでは、令和2年 第7回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第35号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてが2件、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について が2件、議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について が1件、 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について が8件、 議案第39号 農用地利用集積計画の決定について が1件、議案第40号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてが1件、以上でございます。 よろしく申し上げます。

議長（会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

日程第7 議 案 審 議

議案第35号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (2件)

議長（衆会長） これより議案の審議に入ります。議案第35号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたします。

加藤主幹 議案第35号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて、説明をいたします。議案書の1ページをご覧ください。

農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。

その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという、面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ 安定的に継続して行われなことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。

また、秩父市農業委員会としては、この規定により、平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

議案書の2ページをご覧ください。

本議案を上程いたしますのは、2農地法施行規則第17条第2項による区域として、番号1の荒川上田野 字 浅越 畑 1筆767㎡を設定するものです。

案内図の1ページをご覧ください。

申出の所在につきましては、国道140号大堀交差点から南東720m付近に位置し、平成18年相続により取得した土地です。

農地の所有者は、住まいが遠方で今後、農地の管理をしていくこと難しくなり、将来的に申請地が遊休農地になる恐れがあるため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。

現地を確認したところ、保全管理されておりました。説明は以上です。

新井主席主幹 議案第35号番号2、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて、説明をいたします。議案書の2ページをご覧ください。

農地を耕作目的で 売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。

その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという、面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ 安定的に継続して行われないことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。

また、秩父市農業委員会としては、この規定により平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

本議案を上程いたしますのは、農地法施行規則第17条第2項による区域として、下吉田 字 新田原内南 畑 1筆 274㎡を設定するものです。

案内図の2ページをご覧ください。申出の所在につきましては、釜の上農園村交差点から南約1160mに位置しており、昭和55年に売買により取得した土地です。申出者は、他に畑を所有しておりその畑の管理で手いっぱいであり、申出の農地の管理が難しくなったため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。

いずれも議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。

現地を確認したところ、保全管理の状態でした。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

2番（横田委員） 議案第35号 番号1の案件について現地を確認してまいりました。非常に条件的に良いところでありました。3条の案件が多いことは良いことだと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

6区（長谷川推進委員） 番号1について意見を申し上げます。この地域は土質も良く耕作するには良いところですし、有効利用していただくのは良いことだと思います。獣害が多いのでその対策を施せばもっと良いのではないかと思います。

ます。

13番（彦久保委員） 番号2について意見を申し上げます。事務局の説明のとおり保全管理がされた良い土地です。日当たりも良好で作物にも適している判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

5区（引間推進委員） 先日、現地確認をしましたが、事務局の説明のとおり保全管理がされた良い土地です。日当たりも良好で作物にも適している判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第35号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第36号上程 農地法第3条の規定による許可申請について （2件）

議長（糸会長） 次に、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

新地主幹 それでは私から番号1について、ご説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、大滝 字 槌打 畑 1筆 316平方メートルで、平成29年に相続により取得した土地です。案内図の3ページをご覧ください。

申請地は、大滝総合支所の南南西に約580メートルの場所にあります。

申請の目的は農業経営の拡大です。

譲渡人は深谷市に在住しており、今後、当申請地を農地として管理していくことが難しくなってきたため、この度、申請地の近くで農業を営む譲受人にここを譲り渡したいとして申請されました。

譲受人は現在、秩父市大滝地内に計4、756平方メートルの農地を所有しており、これは大滝区域における下限面積要件10アールを上回っています。

農作業歴は15年に及び、農機具におかれましては、軽トラックを1台を所有しており、現在は妻と二人で野菜や果樹の栽培をしております。

申請地は譲受人の自宅から約170メートル離れた場所にあり、許可後の作付計画では、梅の木を植栽する予定になっています。

現地を確認したところ、キウイフルーツが栽培されておりました。

私からの説明は以上です。

新井主席主幹 私からは番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、吉田久長 字 小前田 畑 1筆 401㎡で、平成9年に相続により取得した土地です。案内図の4ページをご覧ください。

申請地は、龍勢会館前交差点から南に約50mに位置しています。

申請の目的は農業経営規模の拡大です。

申請地は譲受人の経営するガソリンスタンドに隣接しております。譲渡し人は年を取ってきたため、自宅前の畑を耕すことで自家用には十分であり、本申請地は長い間、不耕作地となっていました。そのため、譲受人の自宅に近い本申請地の購入を譲受人に打診しました。譲受人も自宅に近いところに畑があると都合がよいと考えていたことからそれに応じ、今回の申請となりました。

譲受人は現在、1,838㎡の農地を所有しており、本申請地を併せると2,239㎡になり、吉田地域の下限面積20アールを上回ります。

農業歴は12年あり、トラクター、耕運機をそれぞれ1台所有しています。申請にあたり、譲受人の所有する農地を調査したところ、管理された状態にありました。

申請地は譲受人の自宅から直線で約60m離れた場所にあります。許可後の作付計画ですが、枇杷とぶどうの果樹栽培を行う予定で、枇杷についてはすでに苗が用意されているということです。説明は以上です。

議長（衆会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

10番（黒澤委員） 番号1について意見を申し上げます。先日、事務局長と推進委員と現地確認をいたしました。現在はキウイ、ミョウガ等が植栽されていますが、譲渡人も管理が大変になってきたということで、農業実績のある譲受人に売買にて所有権移転をするということです。作付計画もしっかりしているので問題はないと判断をいたします。

6区（千島推進委員） 番号1について意見を申し上げます。先ほど事務局職員、

委員さんから説明がありましたとおりで、現地確認をいたしました。良く管理されており、問題はないと思います。譲渡人も遠くから大滝まで足を運ぶことが困難になってきたこと、また譲受人は現在でも夫婦で農業を営んでいることから問題はないと判断をいたしました。ご審議の程よろしく申し上げます。

13番（彦久保委員） 番号2について意見を申し上げます。事務局職員からの説明の通り天水による水源ということで、しばらく作付していなかった土地ですが保全管理もしっかりされておりました。場所的にも日当たりのよいところなので勿体ないと感じました。今後は譲渡人において有効に活用されると判断します。よろしくご審議の程申し上げます。

5区（番場推進委員） 番号2について意見を申し上げます。先日、事務局職員と委員さんと現地確認をいたしました。勤め人ということで長い間不耕作地でした。今後は譲受人において果樹等を栽培するとのことですので、活用ができると判断しました。委員さん見解のとおりで、よく管理されており、問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

3区（小久保推進委員） 経営規模拡大ということですが、番号1・2ともに譲受人の年齢はいかがですか？

新地主幹 番号1につきましては71歳でございます。

新井主席主幹 番号2につきましては60歳代半ばでございます。

2番（横田委員） 番号1についてですが軽トラック所有ですがそれ以外の農機具はお持ちでなんですか。

新地主幹 特に持っていないが、手作業で営んでいるとのこと。

2番（横田委員） 農地を4,756㎡所有者しているとのことですが、耕作はしているのでしょうか。

新地主幹 すべて耕作しております。

2番（横田委員） 傾斜の多い農地と察しますが、道具がないと大変だと思われそうですが、是非頑張ってお手伝いしたいと思っております。

～（休憩 10分間）～

議長（条会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（条会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第36号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（条会長） 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第37号上程 農地法第4条の規定による許可申請について （1件）

議長（条会長） 次に、議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

高野参与 それでは、番号1について説明いたします。

申請者、施設の概要等は、議案書記載のとおりです。

案内図の5ページをご覧ください。申請地は、下影森 字 田ノ沢原 畑 1筆 77平方メートルで、影森郵便局の北東550メートル付近に位置し、立地の基準につきましては市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、住宅敷地の拡張です。

申請事由ですが、申請人宅では3台の乗用車を所有しており、敷地の形状から縦列駐車を余儀なくされているとのことで、日頃から外出時や、日常生活において不便をきたしており、特に来客者が公道へ出る際は気を使うため、利便性の向上と安全確保を図りたいとして申請されたものです。

事業計画、資金計画も整っており、また、隣接農地の所有者からは転用にあたっての承諾書も添付されておりますので問題は無いと思われれます。

現地を確認しましたところ、管理された農地でした。以上です。

議長（条会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

3番（高橋委員） 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。申請地に隣接する住宅用地を拡張して駐車場用地として使用したいとのことですが、現地にはネギとキュウリが植えてありましたが、申請者の意向を勘案したり、また添付書類等が整っていることから止むを得ないと判断します。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（条会長） ありがとうございました。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第37号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第38号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（8件）

議長（糸会長） 次に、議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

岩田主事 私からは番号1から2について説明します。

まず番号1についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 金室町 畑 1筆 734㎡で、令和1年に相続により取得しています。案内図の 6ページをご覧ください。申請地はさいたま地方法務局秩父支局から西に約100m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は宅地分譲用地です。

申請事由ですが、譲受人は秩父市内で不動産業を営んでいる法人であり、この度、市内中心部の住宅地域に位置している当申請地を譲り受け、ここを住宅建設用地3区画分として使用したいとして申請されました。

資金調達計画は整っています。また、隣接の農地所有者からは転用に差し支えない旨の同意書が添付されており、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。現地を確認しましたところ、保全管理された農地になっておりました。

続きまして番号2についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 太田 字 上ノ諏訪 畑 1筆 99㎡で、昭和62年に相続により取得しています。案内図の 7ページをご覧ください。申請地は大田公民館の北東に約120m離れた場所にあり、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。

転用目的は自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、県外に出張中ですが、近々こちらに帰ってくる予定となっており、またその際には実家のある秩父市内に住所を移転したいと考えています。自己用住宅を建てるべく土地を探していたところ、譲受人の父親である譲渡人名義の申請地を譲り受ける計画が整ったため、ここを住宅用地として転用したいとして、転用申請されました。なお、申請地には昭和40年以前より、譲渡人の父が店舗兼住宅を建てて使用していましたが、現在は解体されており、砂利が敷かれ、隣接の宅地と一体の状態になっています。このことについて、譲渡人より始末書が添付されています。

計画では申請地の外に、譲渡人名義の宅地4筆、計88.51㎡と一体利用することになっており、合計敷地面積は187.51㎡となります。

資金調達計画は整っています。また、隣接に農地はなく、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認しましたところ、砂利が敷かれ、宅地と一体の状態になっておりました。説明は以上です。

高野参与 私からは、番号3、番号4について説明いたします。

はじめに、番号3ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の8ページをご覧ください。

申請地は、別所 字 原田 畑 1筆 1,124平方メートルで、別所運動公園の南西280メートル付近に位置し、平成20年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

なお、申請地につきましては、秩父市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内の農地でしたが、令和元年7月31日付けで除外の決定を受けております。転用目的は、太陽光発電施設用地です。

申請事由ですが、申請地は現在不耕作地となっており、後継者不足により耕作の継続が難しい状況にあることから、地域への貢献、投資効果の両面から、太陽光発電施設を設置し土地の有効活用を図りたいとして申請されたものです。

事業計画では、太陽光パネル196枚とその他必要な機器等を設置することになっています。

資金計画も整っており、経済産業省から発電設備についての認定、東京電力株式会社からは電力需給契約申し込みについての承諾を得ておりますので問題は無いと思われま。

また、隣接農地所有者からの転用に関する承諾書が添付されておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

現地を確認したところ、不耕作地となっております。

次に、番号4ですが、譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の9ページをご覧ください。

申請地は、久那 字 天神前 畑 1筆 211平方メートルで、久那小学校の北北西130メートル付近に位置し、平成10年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、上下水道施設の便益を享受することができる道路に面し、教育施設、公共施設が近隣に存在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在実母所有の借家住まいですが、子どもの成長に伴い何かと手狭になってきたことから自己用住宅を新築したいとして申請されたものです。

設計図、資金計画等も整っており、隣接農地所有者からの転用に関する承諾書も添付されておりますので、周辺農地への影響を含め、問題は無いと思われま

す。現地を確認しましたところ、保全管理の農地でした。以上です。

小嶋主席主幹 私からは番号5、6、7について説明いたします。

番号5、番号6について、関連がありますので一括して説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、番号5が黒谷字破風屋（はふや）・畑・2筆・210平方メートルで、番号6が同じく、畑・1筆・4.98平方メートルで、3筆とも昭和63年に相続により取得した土地です。案内図10ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道和銅黒谷駅南南東約530メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、番号5は自己用住宅用地、番号6は道路用地です。

番号5については、譲受人は市内の共同住宅に居住しており、申請地と隣接する宅地を譲り受けて宅地内の建物を解体した上で一体利用し、自己用住宅を新築したいとして申請されました。なお、申請地の一部については、隣接宅地の庭として利用してしまったことから、譲受人及び譲渡人より始末書が添付されております。

番号6については、番号5の住宅新築にあたり、譲受人はそれぞれが所有する農地への農耕用車両等の通行に不便が生じるために申請地を譲り受けて、隣接す

る宅地と一体利用し、市道原谷340号線と併せて道路の一部として使用したいとして申請されました。

資金調達計画は整っております。申請地の隣接農地所有者から転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農への配慮はなされているものと思われまます。また、住宅からの排水計画については、合併浄化槽から市道原谷341号線の既存側溝へ放流する計画となっており、管理者である市道路管理課に確認したところ、計画通りであれば許可となる案件とのことでした。

現地を確認しましたところ、番号5については不耕作地となっており、番号6については不耕作地及び一部手入れの行われていない庭となっておりました。

つづきまして、番号7について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、定峰字片瀬（かたせ）・畑・2筆・294平方メートルで、平成8年に売買で取得した土地です。案内図11ページをご覧ください。

申請地は、秩父市立高篠小学校の東北東約1300メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、自己用住宅用地です。譲受人は市外に居住しており、このたび家業である神主を継ぐために秩父市に戻り、譲渡人である父の土地を借りて自己用の住宅を建てたいと、このたび転用申請されました。

資金調達計画は整っております。なお、申請地の隣接地には、河川砂防域の水路敷となっている農地がありましたが砂防擁壁が構築されており、耕作している農地は無く、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われまます。また、浄化槽処理水の放流管については国有水路敷管理者及び隣接土地所有者の使用許可及び承諾書は添付されております。現地を確認したところ、申請地は不耕作地でした。

上林事務局長 番号8について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾字諏訪前（すわのまえ）畑2筆 計794平方メートルで、平成23年に相続により取得した土地です。案内図の12ページをご覧ください。

申請地は、秩父橋から北に約1500メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は駐車場用地です。申請事由ですが、譲受人は申請地の隣接地で法人を営んでおり、電気通信機器の製造・加工・販売等を行っております。現在、工

場敷地内に従業員用駐車場33台分がありますが、手狭な駐車場となっており、従業員が安心して駐車することができません。また交代勤務で工場を稼働していることにより従業員の入社退社時には、車の移動を余儀なくされており、就労時間のロスにもなっております。更に工場裏手等の残置部分にもやむを得ず17台を駐車させておりますが、隣接するゴミ置場や資材置場の使用に支障を来している状況でございます。

このような状況の中、安全な駐車場スペースの確保、就労時間ロスの解消等、従業員が安心して作業できることを目的に、近隣で適切な駐車場用地を探していたところ、このたび、工場隣接地を所有している譲渡人から賃貸借による2か所の土地使用について、快諾をいただいたので申請に至りました。

資金調達計画も整っており、隣接農地所有者からの承諾書も添付されおります。整備後は従業員用・内職用・来客用として2か所に全28台を駐車する予定です。現地を確認したところ不耕作地でした。

議長（桑会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

9番（加藤委員） 番号1についてですが、ただいま事務局から説明がありましたが、相続後、短時間しか経過していないことではありますが、諸般の事情により譲受人、譲渡人が合意したということですのでございますので、3種農地でもあり、添付書類等整っているとのことですので止むを得ないと判断してまいりました。みなさんのご審議をよろしく申し上げます。

6番（石橋委員） 番号2についてですが、概要は事務局から説明のあったとおりです。現地を確認してきましたが、譲受人は譲渡人のお爺さんにあたり、亡くなった後にお孫さんが地元に住まわれるとのこと、事情は明確なことからやむを得ないと判断をいたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

11番（豊田委員） 番号3について意見を申し上げます。概要は事務局の説明とおりです。現地を確認しましたが、現在、県道の拡幅工事中ですがこの道路に隣接する土地であります。また住宅に隣接して農地もあることから特に問題はないと判断をいたしました。それから番号4ですが、これについても申請地以外にも農地があることから特に問題はないと判断をいたしましたので、番号3・4については、よろしくご審議のほどお願いします。

3番（高橋委員） 番号5について意見を申し上げます。概要は事務局の説明とおりです。譲受人が買い入れて住宅を建てたいとのことですが、申請地は耕作のできる状態でありました。一部庭として使用しているようですがこれにつ

いては始末書も添付をされております。隣接所有者の承諾書もありますので、転用はやむを得ないと判断をしました。

続いて番号6ですが、番号5に隣接している土地でございますが、譲受人が農耕車両の通行用として道路として使用したいとのことですので転用はやむを得ないと判断をいたしました。番号5・6について、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

7番（新田委員） 番号7につきまして意見を申し上げます。

概要は事務局の説明のとおりです。現地を確認しましたが、申請地は不耕作地で保管理をしている土地でございます。父親の後継者として自宅を建て地元に戻ってくるということで、事情を察し止むを得ないと判断をいたしました。よろしくご審議のほど申し上げます。

8番（豊田委員） 番号8につきまして意見を申し上げます。

概要は事務局の説明のとおりです。事務局長と現地を確認しましたが、水路等は整備されておりますが、昔から荒川からポンプアップしなくてはならない場所であり、排水も悪く水が常に溜まっている状況にある田でしたので、駐車場用地にすることについては、やむを得ないと判断をいたしました。みなさんのご審議よろしく申し上げます。

議長（糸会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

議長（糸会長） 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（糸会長） 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第39号上程 農用地利用集積計画の決定について (1件)

議長（糸会長） 次に、議案第39号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

上林事務局長 本案は、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により

秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和2年7月8日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

貸付けに係る土地についてですが、蒔田 字 四反田（したんだ）、畑1筆 1476平方メートルのうち1073平方メートル、及び蒔田 字 府坂 畑1筆 1427平方メートルの計2,500平方メートルです。

案内図の13ページをご覧ください。この畑は、国道299号蒔田交差点から南に約1300メートル付近にあります。

利用権を設定する期間は令和2年11月1日から10年間です。

なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を貸し付けることとなりますので、借受けを希望する者を募集し、その結果により、農用地利用配分計画を決定することとなります。現地は不耕作地でした。

説明は以上です。

議長（糸会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

8番（豊田委員） 番号1について意見を申し上げます。事務局と推進委員と現地を確認してきました。概要は事務局が説明したとおりです。作付人も高齢化し昨年まで耕作をしておりました。現在は土地はきれいに管理をされておりました。特に問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

2区（笠原推進委員） 番号1について意見を申し上げます。事務局と委員とで現地を確認してきましたが、きれいに管理をされておりました。特に問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（糸会長） ありがとうございました。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸会長） 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第39号について市長からの申し出のとおり、決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手する人あり)

議長(衆会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

議案第40号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (1件)

議長(衆会長) 次に、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

高野参与 議案第40号番号1について説明いたします。

議案書の10ページをご覧ください。

本案は、上影森 字 川尻 畑 1筆 19平方メートルの土地が、農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

この土地につきましては、所有者から非農地判断について申出があったもので、現地を確認したところ、市道影森91号線の法面となっており、かつ山林化していることから、現況及び地形からして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難であると思われたことから議案として上程いたしました。

ご審議を よろしくお願いします。

議長(衆会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

1区(浅見推進委員) 番号1について意見を申し上げます。事務局と現地を確認してきましたが、現状は緩斜面ののり面であり山林化しておりましたので農地には戻せない状態であると判断をしてきました。みなさんのご審議をよろしくお願いします。

議長(衆会長) ありがとうございます。以上が、推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長(衆会長) 質疑又は意見はありませんか。

議長(衆会長) 他に質疑又は意見はありませんか。

(「無し」という人あり)

議長(衆会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第40号について、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

議長（糸会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、そのように決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

議長（糸会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和2年第7回定例総会を閉会いたします。